

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第370号)

平成17年4月8日

横情審答申第370号

平成17年4月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年8月10日福障福第372号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「公表慣行がある情報を横浜市の判断で不開示にした下記の事例につい
て、不開示を維持した理由が記載されている文書（自閉症・発達障害支援
センター事業実施状況報告の例を添付いたします。）」の非開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「公表慣行がある情報を横浜市の判断で不開示にした下記の事例について、不開示を維持した理由が記載されている文書（自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告の例を添付いたします。）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「公表慣行がある情報を横浜市の判断で不開示を維持した理由が記載されている文書（自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告の例を添付いたします。）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年6月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 対象行政文書について

開示請求書には、「公表慣行がある情報を横浜市の判断で不開示にした下記の事例について、不開示を維持した理由が記載されている文書（自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告の例を添付いたします。）」と記載されており、対象行政文書を特定することが困難であると考えたため、開示請求の受付後の平成16年6月21日に電話で請求者に開示請求に係る行政文書の内容の確認を行った。

本市が、開示請求されて一部開示している行政文書に記録されている情報の開示に関する、国と本市の取扱いの相違について、本市の考え方が示されている文書が請求されていることが判明した。そこで、今までの開示請求の経緯と開示請求書から、対象行政文書を「公表慣行があるにもかかわらず、自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の不開示決定（年齢及び性別等）を維持した理由が記載されている文書」と判断した。

(2) 公表慣行について

異議申立人（以下「申立人」という。）について公表慣行があると主張しているが、国庫補助事業の実績報告書であり、特定の個人を識別することができる情報、個々の相談内容や心身・行動障害の状況などが記録されており、公表していくことを前提に作成された文書とはいえないと考える。

(3) 本件申立文書の不存在について

本市に対する開示請求に係る報告書の開示等決定については、本市の条例に基づき行われており、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）に基づく決定に係る答申による本市の報告書の開示についての考え方の違いについては考慮されておらず、文書も作成していない。

よって、条例第2条第2項にいう行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 非開示決定処分の取消しを求める。
- (2) 条例第10条第2項に該当しない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関は、開示請求書の「公表慣行がある情報を横浜市の判断で不開示を維持した理由が記載されている文書（自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告の例を添付いたします。）」との記載からは対象行政文書を特定することが困難であったため、申立人に電話で確認の上、対象行政文書を「公表慣行があるにもかかわらず、自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の不開示決定（年齢及び性別等）を維持した理由が記載されている文書」と特定したと説明している。

当審査会で開示請求書を見分したところ、開示請求書の記載のみでは申立人が求めている行政文書が明確ではなく、実施機関がこのように文書を特定したことに対して特段不合理な点は認められないことから、当審査会においても本件申立文書は「公表慣行があるにもかかわらず、自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の不開示決定（年齢及び性別等）を維持した理由が記載されている文書」であると解して、以下検討する。

(2) 本件申立文書の不存在について

- ア 実施機関は、自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の開示等決定については条例に基づき行われており、国との考え方の違いについて記録した文書は作成していない旨の説明をしている。
- イ 当審査会は、本件申立文書の不存在について検討するため、平成17年3月4日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。
- (ア) 申立人が求めているものは、国の決定に対して本市がどう考えているかということであり、そのような文書は作成、取得していないので、非開示とした。
 - (イ) 本件請求については、開示請求書の記載だけでは文書特定ができなかったため、電話で申立人に確認したところ、厚生労働省に対する自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の情報公開請求について国の情報公開審査会の答申が出ており、本市が非開示としていた部分を開示すべきとの判断が出ているので、それについて本市の見解が文書であるだろうということであった。国の情報公開審査会の答申を見ると、性別及び年齢は開示すべきと判断しており、その見解を記載した文書を求められたものと考えている。
 - (ウ) 自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書は、実施団体から横浜市に出されている。この事業は、横浜市が国費を受けて行っている事業であるので、国に報告書を提出しており、国も同じ文書を保有している。
 - (エ) 国の情報公開審査会の答申については、国から横浜市に送られてはならず、厚生労働省に確認もしたが、関係市町村に送付はしていないとのことであった。このように、国の見解についての文書を取得していないので、それについて検討した文書も存在しない。
 - (オ) 申立人は、横浜市が自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の一部を非開示とした理由を求めているのではなく、国の判断との相違についての見解を求めているものと判断している。
- ウ このように、実施機関は、異議申立書からは明確ではないが、申立人とのやり取りから、申立人は国が法に基づく開示請求に対して開示した情報を横浜市が非開示としたことについての見解を求めていると考えている。
- エ 横浜市の情報公開制度は、条例に基づき行われており、行政文書の開示等の決定は、実施機関が第2条第2項に規定する行政文書が存在するか、第7条第2項各号に規定する非開示情報に該当するかなどを検討のうえ行うものである。一方、国の情報公開制度は、法に基づくものであり、国の情報公開と横浜市の情報公開

はそれぞれ根拠が異なっている。このため、法の解釈については国で、条例の解釈は横浜市で行なっており、国の解釈が優越して横浜市の条例にも適用されるという関係にはない。

オ 更に、情報公開の開示、非開示の判断について、国が地方公共団体に対し関与することを規定する法令は存在しておらず、横浜市が国に提出した文書について国が開示決定を行う場合に、国から横浜市に対し指示等が行なわれることはない。

カ 以上の状況を考慮すると、国の情報公開審査会において横浜市が厚生労働省に提出した自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書に記載されている年齢及び性別を開示すべきとの答申が出され、厚生労働省が答申に従った開示決定を行なったとしても、国から横浜市に対し同様の決定をするようにとの指示が行なわれることはなく、このような情報提供の通知も行なわれていないことも当然のことであり、国の情報公開審査会の答申は送付されておらず、それについて検討は行なっていないという実施機関の説明は不合理ではない。

キ 申立人が何をもって公表慣行と言っているのかは異議申立書の記載からは明らかではないが、国が情報公開請求に対して開示したということをもって公表慣行と言っているのであれば、それは公表慣行と言えるものではない。

ク したがって、実施機関が自閉症・発達障害支援センター事業実施状況報告書の一部開示決定を行う際に国の決定との考え方の違いについて検討した文書を作成していないという実施機関の主張について特段不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年8月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年8月20日 (第43回第一部会) 平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・諮問の報告
平成17年1月21日	・部会で審議する旨決定
平成17年2月4日 (第56回第一部会)	・審議
平成17年3月4日 (第57回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年3月18日 (第58回第一部会)	・審議